

白浜町  
パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度  
ガイドブック



白 浜 町

## 白浜町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度とは

白浜町長期総合計画において位置付けられた男女共同参画基本計画における性別にかかわらず人権が尊重される社会の形成と、誰もが尊重され、豊かな生活を送ることができるまちづくりを目指し、「白浜町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」を導入します。

この制度は、お互いを人生のパートナーまたは家族として、日常生活において相互に協力し、支え合っていくことを約束した2人が宣誓をし、白浜町が宣誓したことを証明する受領証を交付する制度です。

婚姻制度とは異なり、法律上の効力（相続、税の控除など）が生じるものではありませんが、この制度によって一人ひとりが性別にかかわらず尊重され、誰もが分け隔てられることなく、生き生きと豊かな生活を送ることができるよう町が応援するものです。

### パートナーシップ

お互いを人生のパートナーとして、  
日常生活において相互に協力し、  
支え合っていくことを約束した2人の関係

### ファミリーシップ

パートナーシップにある2人が、  
2人またはどちらかのお子さんや親などとともに、  
協力し、支え合っていくことを約束した家族の関係

## もくじ

1. 宣誓することができる方 . . . . . P 1
2. 手続きの流れ . . . . . P 2
3. 宣誓に必要なもの . . . . . P 3
4. 交付書類 . . . . . P 4
5. 交付後の手続き . . . . . P 5
6. 自治体間連携 . . . . . P 6
7. Q & A . . . . . P 7

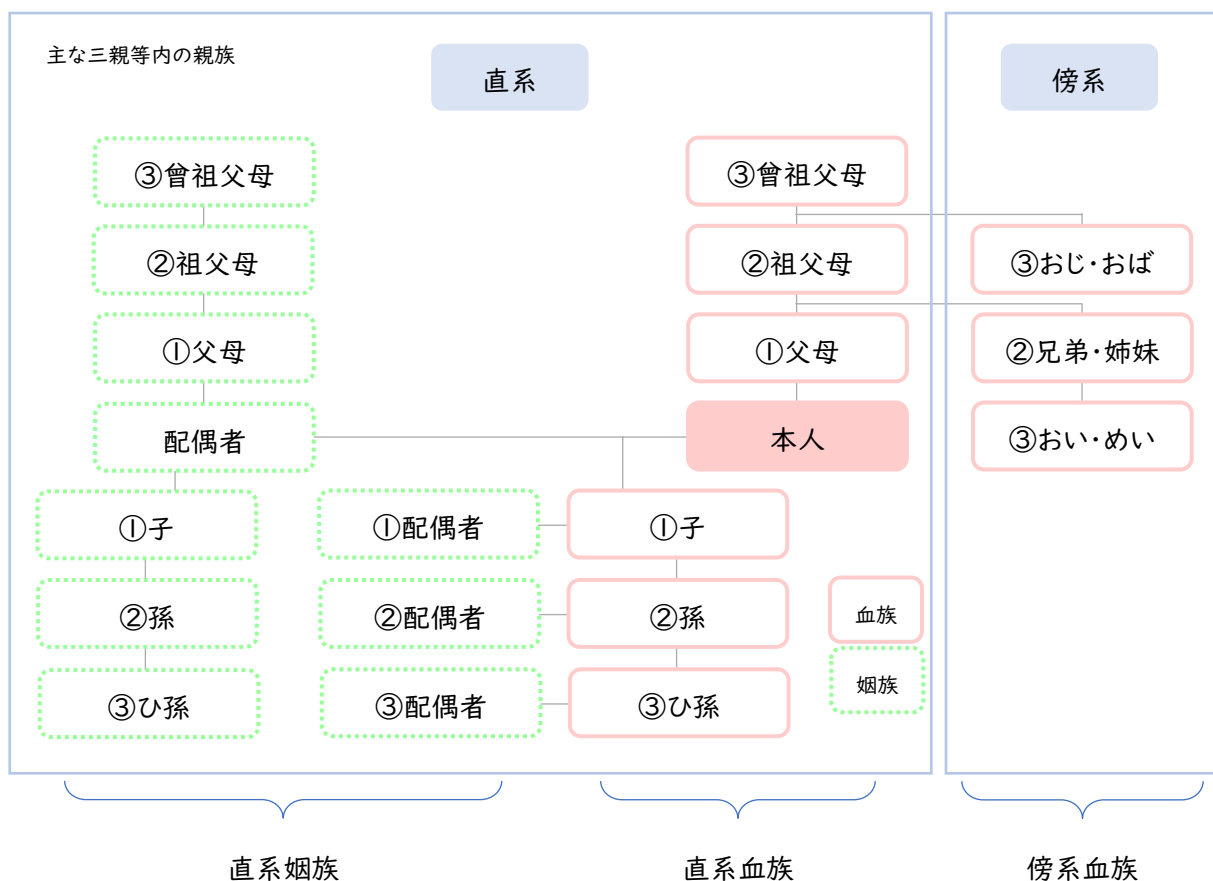
# 1. 宣誓することができる方

以下の要件をすべて満たしている必要があります。

- (1) 成年に達していること
- (2) 白浜町に住所を有している、または宣誓の日から3か月以内に白浜町への転入を予定していること
- (3) 結婚していないこと、また他の人とパートナーシップ・ファミリーシップの関係にないこと
- (4) お二人が民法により婚姻をすることができない関係にないこと  
(パートナー同士の養子縁組によるものであって、養子縁組する前の関係が民法により婚姻することができない関係ではなかった場合を除きます。)

<参考> 宣誓ができない関係

※○囲み番号は親等



## 2. 手続きの流れ

### ■ 宣誓日の予約

- ・宣誓を希望する日の10日前(土日祝日・年末年始を除く)までに、電話またはWebにて予約をしてください。
- ・日程の調整と必要書類の確認を行います。

受付時間 午前8時30分～午後5時15分(土日祝日・年末年始除く)

#### <電話>

総務課庶務係 TEL:0739-43-6583

※担当者不在の場合は、折り返しご連絡をいたします。

#### <Web>

申込みは随時受け付けます。ただし、受付時間外に申込みが届いた場合は、翌開庁日(土日祝日・年末年始除く)にご連絡をさせていただきます。

※数日経っても連絡がない場合は、お手数ですが、お電話にてお問い合わせください。



### ■ パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓

- ・予約した日時に、必ずお二人そろってお越しください。
- ・宣誓時に本人確認を行い、必要書類と宣誓要件を満たしているか確認します。  
※家族として届け出るお子さんなどはお越しいただかなくても結構です。

受付時間 午前8時30分～午後5時15分(土日祝日、年末年始除く)

### ■ 宣誓書受領証の交付

- ・受領証(A4版を1部、携帯用カードをお二人それぞれに1部)を後日交付します。
- ・宣誓書提出の際に交付日を調整します。郵送での交付も可能です。  
※転入を予定している方には、受領証の代わりに「転入予定者受付票」を交付します。白浜町への転入後、受領証を交付します。

### 3. 宣誓に必要なもの

#### ①白浜町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書（様式第1号）

- ・町ホームページからダウンロード、もしくは総務課庶務係でお渡しします。
- ・宣誓書に自署することができない場合は、代筆してもらうことが可能です。

#### ②住民票の写し又は住民票記載事項証明書（3か月以内に発行されたもの）

- ・お二人が同一世帯の場合、お二人分の情報が記載されたもの1通で結構です。
- ・転入を予定している場合は、転出証明書等の転入を予定していることが確認できる書類が必要です。

#### ③婚姻していないことを証明する書類（3か月以内に発行されたもの）

- ・戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）、戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）又は独身証明書をお持ちください。
- ・外国籍の方は、婚姻要件具備証明書等の配偶者がいないことを確認できる書面に日本語の翻訳を添えて提出してください。

#### ④本人確認ができるもの（いずれも有効期限内のものに限る）

- ・マイナンバーカード（個人番号カード）、パスポート（旅券）、運転免許証、その他官公署が発行した免許証等で、本人の顔写真が貼付されたものの提示が必要です。
- ・官公署が発行した免許証等で顔写真のないものは、2枚以上の提示が必要です。

1枚の提示で足りるもの（例）	2枚以上の提示が必要なもの（例）
マイナンバーカード	国民健康保険、健康保険、船員保険、介護保険、
パスポート（旅券）	後期高齢者医療保険の被保険者証、共済組合
運転免許証	員証
在留カード	年金手帳、年金証書
官公署が発行した身分証明書（顔写真付き）	その他官公署が発行したもの

#### ⑤その他

- ・受領証に家族として子どもや親等の名前の記載を希望する場合、その方の名前や生年月日、関係性を確認できる書類（戸籍全部事項証明書や住民票の写し等）が必要です。ただし、②③で提出する書類で確認できる場合は提出不要です。
- ・通称名の使用を希望される場合は、日常生活において通称名を使用していることが確認できる書類（社員証や郵便物など）の提示が必要です。

## 4. 交付書類

下記2つの受領証を交付します。

※転入を予定している方には「転入予定者受付票」を交付します。白浜町への転入後、住民票と引き換えに受領証を交付します。

受領証裏面の特記事項には、以下を記載します。

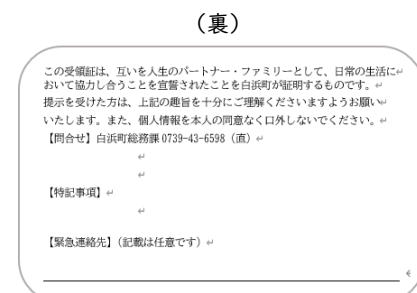
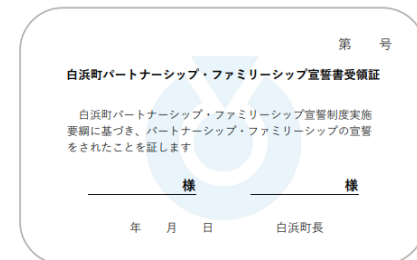
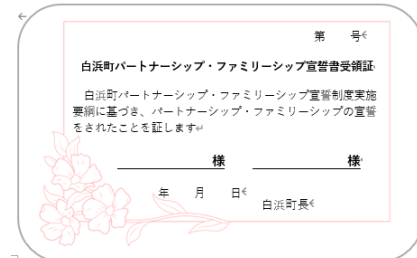
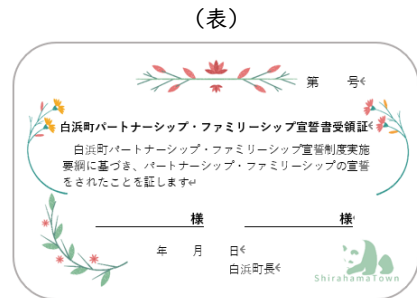
- ・通称名を使用する場合は、戸籍上の氏名
- ・再交付をした場合は、その交付年月日

### ■ A4サイズ(お二人に1部)



### ■ 携帯用カード(お二人にそれぞれ1部)

3種類の中からお選びいただけます。



## 5. 交付後の手続き

### ■ 宣誓内容の変更

次のいずれかに該当する場合は手続きが必要です。

- (1)氏名や住所に変更があったとき
- (2)子どもや親等に関する記載に変更があったとき
- (3)その他宣誓内容に変更があったとき

#### 【必要な書類】

- ①白浜町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書記載事項変更届(様式第5号)
- ②変更内容が確認できる書類
- ③白浜町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証
- ④本人確認書類

### ■ 受領証の再交付

受領証を紛失、毀損、その他特別な事情がある場合、再交付します。

#### 【必要な書類】

- ①白浜町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証再交付申請書(様式第6号)
- ②白浜町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証(紛失以外の場合)
- ③本人確認書類

### ■ 受領証の返還

次のいずれかに該当する場合は、受領証を返還してください。

- (1)お二人の意思によりパートナーシップ・ファミリーシップを解消したとき
- (2)お二人とも町外へ転出したとき
- (3)宣誓することができる方の要件(P1参照)を満たさなくなったとき
- (4)一方が死亡したとき
- (5)再交付を受けた場合で、紛失等の理由により返還できなかった再交付前の受領証を発見したとき

#### 【必要な書類】

- ①白浜町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証返還届(様式第7号)
- ②白浜町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証



## ■ 受領証の氏名の記載削除

受領証に氏名等を記載されている方で、15歳に達した日以後に受領証から自身の氏名等を削除したい場合、町に申し立てることができます。記載削除の申し立てがあった場合は、交付済の受領証を返還していただき、申し立てをされた方の氏名等を削除した受領証を再交付します。

### 【必要な書類】

- ①白浜町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証に関する申立書（様式第4号）
- ②お二人の交付済の受領証
- ③本人確認書類

## 6. 自治体間連携

白浜町が連携している自治体間で転居する場合、必要となる手続きが簡素化されます。白浜町に転入する場合は改めて白浜町の受領証を発行します。希望する日の10日前（土日祝日・年末年始を除く）までに、電話またはWebにて予約をしてください。

受付時間	午前8時30分～午後5時15分（土日祝日、年末年始除く）
------	------------------------------

### <電話>

総務課庶務係 TEL:0739-43-6583

※担当者不在の場合は、折り返しご連絡をいたします。

### <Web>

申込みは随時受け付けます。ただし、受付時間外に申込みが届いた場合は、翌開庁日（土日祝日・年末年始除く）にご連絡をさせていただきます。

※数日経っても連絡がない場合は、お手数ですが、お電話にてお問い合わせください。



### 【必要な書類】

- ①連携自治体で交付された受領証またはこれに準ずる書類
- ②白浜町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓継続申告書（様式第8号）
- ③住民票の写しまたは住民票記載事項証明書
- ④本人確認書類
- ⑤受領証に子どもや親等の名前の記載を希望する場合、関係性を確認できる書類

## 8. Q & A

**Q** パートナーシップ・ファミリーシップ制度と婚姻制度はどう違いますか？

**A** 婚姻は法律に基づき行われるものであり、相続権や扶養義務など、法律上の権利や義務が発生します。一方、白浜町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度では、町が要綱に基づいて実施するものであり、法的な権利や義務の付与を伴うものではありません。

**Q** パートナーと養子縁組をしていますか、宣誓できますか？

**A** 宣誓するお二人が養子縁組の関係にある場合でも宣誓をすることができます。ただし、養子縁組する前の関係が近親者である場合は除きます。

**Q** パートナーと同居していないと宣誓できませんか？

**A** 必ずしも同居している必要はありません。白浜町に住所を有しているまたは宣誓の日から3か月以内に町内へ転入予定であれば宣誓することができます。  
なお、転入を予定している場合、転出証明書等の転入を予定していることが確認できる書類の提出が必要です。

**Q** 事実婚の二人は宣誓できますか？

**A** 宣誓の要件を満たしていれば、事実婚の関係でも宣誓をすることができます。  
互いを人生のパートナーまたは家族として尊重し、継続的に協力し合う関係で、宣誓の要件を満たしているお二人は、どなたでも宣誓することができます。性別や性的指向、性自認等は問いません。

**Q** プライバシーは守られますか？

**A** ご希望に応じて個室などプライバシーに配慮した場所での手続きが可能です。また、担当職員が手続きに当たりますが、提出書類や記載内容等の個人情報は、地方公務員法上の守秘義務が課せられていますのでご安心ください。  
なお、受領証の提出先から、白浜町が受領証を交付しているかどうかについて確認を求められた際は、回答する場合があります。

**Q** 宣誓に費用はかかりますか？

**A** 宣誓や受領証の交付には費用はかかりません。ただし、宣誓の際に提出する必要書類の手数料等は自己負担となります。

**Q** 郵送での手続きはできますか？

**A** 郵送での手続きはできませんので、宣誓されるお二人がそろってお越しください。受領証の交付は、郵送でも可能です。

**Q** 通称名は使用できますか？

**A** 社会生活上日常的に使用している場合、通称名を使用することができます。通称名の使用を希望される場合は、宣誓の際に、日常生活において通称名を使用していることが確認できる書類（社員証や郵便物など）を提示して頂きます。なお、受領証（携帯用カード）の裏面に戸籍上の氏名を記載します。

**Q** 受領証の即日交付はできますか？

**A** 宣誓後、提出書類の確認や交付の準備に時間を要するため、1週間程度、期間をいただきます。

**Q** 有効期限はありますか？

**A** 白浜町として宣誓書を受領した事実を証明するものであり、また、法的効力を有するものではないため、受領証に有効期限はありません。

**Q** 受領証は公的な本人確認書類として使えますか？

**A** 使うことはできません。

白浜町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度ガイドブック

白浜町総務課庶務係

〒649-2211 白浜町1600番地

TEL : 0739-43-6583 FAX : 0739-43-5353